

## 滋賀県グリーン入札実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、県内の事業者の環境保全活動を促進することを目的として、県が発注する物品の買入りに係る契約（以下「物品の買入れ」という。）において、環境負荷の低減に積極的に取り組む事業者（以下「環境配慮事業者」という。）およびグリーン購入実践プラン滋賀登録事業者（以下「GPプラン登録事業者」という。）から物品の買入れ（グリーン入札）を行う場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「環境配慮事業者」とは、次のいずれにも該当する者であって環境配慮事業者の登録を受けたものをいう。

- (1) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）第5条の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 県内に本店、支店、営業所等（以下「事業所」という。）を有する者であること。（県外業者は、県内の事業所に滋賀県との取引の権限を委任していること。）
- (3) 県内の事業所において 次のいずれかに該当するもの。
  - ① 国際標準化機構（ISO）の国際標準規格「ISO14001」の第三者認証を受けている
  - ② 国際標準化機構（ISO）の国際標準規格「ISO/IEC17050」に基づき、「ISO14001」を対象として外部の機関による評価等を受け、自己適合宣言をしている
  - ③ 一般財団法人持続性推進機構（IPSuS）の認証登録制度「エコアクション21認証・登録制度」の認証登録を受けている
  - ④ 特定非営利活動法人 KES 環境機構の環境認証「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」の認証を受けている
- 2 「GPプラン登録事業者」とは、前項(1)、(2)に該当し、別に定めるグリーン購入実践プラン滋賀登録実施要領に基づくグリーン購入実践プラン滋賀登録制度の登録を受けているものをいう。

### (環境配慮事業者の登録の申請)

第3条 環境配慮事業者の登録を受けようとする者は、環境配慮事業者登録申請書（様式第1号）に環境認証制度に係る認証等（以下「環境認証等」という。）の写しを添えて、知事に申請しなければならない。

### (環境配慮事業者の登録等)

第4条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容の審査を行い、適格と認めるときは環境配慮事業者の登録を行うとともに、環境配慮事業者登録通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

### (環境配慮事業者の登録の有効期間)

第5条 環境配慮事業者の登録の有効期間は、第2条第1項第1号に規定する参加資格の有効期間内で、かつ環境認証等の有効期間内とする。

### (変更届)

第6条 環境配慮事業者の登録を受けた者は、環境認証等の変更等申請内容に変更があったときは、環境配慮事業者登録変更届出書（様式第3号）により遅滞なく知事に届け出

なければならない。

(登録の取消し)

第7条 知事は、環境配慮事業者の登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すものとする。

- (1) 第2条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。

(調査)

第8条 知事は、環境配慮事業者に対して環境保全活動の状況を確認するために、実地調査を実施することができる。

(環境配慮事業者等の公表)

第9条 知事は、第4条により環境配慮事業者を登録したときは、「環境配慮事業者登録名簿」を作成し、公表するものとする。

(競争入札における優先的取扱い)

第10条 知事は、一般競争入札により環境配慮型製品の買入れをしようとするときは、環境配慮事業者およびG P プラン登録事業者を入札参加条件として入札を実施することができる。

- 2 知事は、指名競争入札により環境配慮型製品の買入れをしようとするときは、環境配慮事業者およびG P プラン登録事業者に限って指名するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときはこの限りでない。

(随意契約における優先取扱い)

第11条 知事は、随意契約により環境配慮型製品の買入れをしようとするときは、当該契約が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号に該当する場合に限り、予算の適正な執行に配慮しつつ、次に掲げるところにより取り扱うものとする。

- (1) 公募型見積合せにより見積書を徴するときは、環境配慮事業者およびG P プラン登録事業者を見積参加条件として見積合せを実施することができる。
- (2) 指名により見積書を徴するときは、見積りを徴する相手方として環境配慮事業者およびG P プラン登録事業者を優先して選定するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年5月10日から施行する。
- 1 この要綱は、平成20年3月 1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成21年3月10日から施行する。
- 1 この要綱は、平成27年4月 1日から施行する。
- 1 この要綱は、令和 3年3月10日から施行する。